

平成 27 年 3 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 27 年 3 月 27 日 (金曜日)

平成27年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成27年3月27日（金曜日） 午前9時～午前10時20分

2 開催場所 南大隅町佐多支所大会議室

3 (1) 出席委員（14人）

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 巳
〃	16 番	松 山 正 広
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 28 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 30 号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

協議事項

①平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の活動の計画等について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成27年3月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は14名です。11番、田中委員、14番、武田委員、15番、持留委員、17番、富田委員が欠席の届けがありました。
よって18名中14名の出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、18番の竹之内委員と19番の溝端委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は1件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第28号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第28号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1番： 1番、徳留です。

議長： 1番、徳留委員。

1番： 私の担当区ではありませんが、武田委員の担当区ですが、現在入院中で行けないということで、代わりに行ってきました。3月18日に譲受人の〇〇さんの案内で現地調査を行いました。場所は〇〇バス停より細い農道を100m程行った、国道〇〇〇号線のカーブの真上位に当たります。大きな柿の木が20本位植えてありまして、管理は良くなされていまして。意見としましては、譲渡人と譲受人の関係は、譲受人の父の代からの知人ということで、つきあいがあったそうです。〇〇さんは鹿児島市にいらっしゃるものですから、鹿児島から来るのが高齢で大変だということで、〇〇さんに話があったそうです。〇〇さんも下限面積も満たしており、何も問題はないかと思えます。ご審議をよろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入りますが、議席番号〇番、〇〇委員は、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第28号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号受付番号1番は許可することに決定いたします。

(〇〇委員入席)

議長： それでは、次に、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は2件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページの議案第29号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件です。議案書をもとに説明します。

(議案第29号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1番、徳留です。

議長： 1番、徳留委員。

1 番： こども持留委員の担当区ですが、県外に行って不在ということで、代わりに行ないました。3月20日に会長、溝田委員、佐多から溝端委員、事務局と現地調査を行いました。状況は右が〇〇会社、後ろが〇〇建設の事務所と倉庫です。国道沿いで毎年、普通水稲が植えられて、今はレンゲ草が咲いていました。意見としましては、住宅、倉庫等に囲まれ、また、農振地域からも除外され、国道沿いでもありますし、何も問題はない

と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。

言い忘れましたが、国道より下に水田がありますが、〇〇建設の倉庫の中をパイプが入れてありまして、申請地を横断するように水路を入れてもらうように話はしてきました。隣接地への水路の確保は、支障のないようにと、話はしてあります。

議長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

13番： 13番、野村です。

議長： 13番、野村委員。

13番： 対価の関係ですが、〇〇〇万円ということですが、これについては、既存の農地の価格からすると高いと思うのですが、宅地にされるということでの金額でしょうか。

事務局： この金額につきましては、おっしゃるとおり農地にすると高いのですが、売り主の方が宅地並みの価格で買ってほしいということで、双方の話し合いでの価格になります。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第29号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： それでは、次に、議案第29号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは15ページの議案第29号受付番号2番の議案書をご覧ください。

(議案第29号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願います。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1番： 1番、徳留です。

議長： 1番、徳留委員。

1 番： 3月20日に、先程の5条申請の所と同じメンバーで現地調査を行いました。先程の所から、すぐ近くですが、〇〇から30m位奥に行った所です。ここも住宅地に囲まれて、田は普通水稻が植えられております。今は、レンゲが植えられておりました。意見としましては、住宅地に囲まれて、農振地域からも除外されております。隣の水田へも被害を及ぼさないようにするというので、対策をしますということでした。何も問題はないかと思いますが、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願ひます。

5 番： 5番、田淵です。

議 長： 5番、田淵委員。

5 番： 申請地の隣の〇〇〇〇番は水田ですか。

事務局： 〇〇〇〇番は水田です。〇〇〇〇番〇は排水路です。

5 番： 5番、田淵です。

議 長： 5番、田淵委員。

5 番： 〇〇〇〇番が水田ですと、この方の排水とかは大丈夫ですか。

事務局： 排水路が周りを通ってしまして、水対策は大丈夫です。また、境界に60cm程の高さのブロックを並べて、砂利も入らないようにしますということです。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第29号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号受付番号2番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第30号非農地証明願ひに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、22ページの議案第30号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願ひに係る証明の申請は2件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第30号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

7 番： 7番、半田です。

議 長： 7番、半田委員。

7 番： 3月20日に会長はじめ事務局、委員が3人で調査をいたしました。字〇〇 〇〇〇〇番は〇〇〇公民館から農道を200m程行った所です。申請人が幼少の頃から山林になっており、今では大きな杉がありました。それから〇〇 〇〇〇〇番は、〇〇〇自治会からスーパー林道がありますが、〇〇に行く間の、そこから50m位入ったところがありました。そこも山林となっております、今後、畑となる見込みもなく、大きな杉木になっておりました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長： これより質疑に入りますが、議席番号〇番、〇〇委員は、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第30号受付番号1番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第30号受付番号1番は、非農地として証明することに決定いたします。

(〇〇委員入席)

議 長： 次に、議案第30号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、27ページをお開きください。

(議案第30号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

5 番： 5 番、田淵です。

議長： 5 番、田淵委員。

5 番： 申請人が全盲のために、私に現地調査の案内も依頼されました。場所ですが〇〇自治会から南の方へ 500m程入った谷あいの、竹林の上になります。申請地は杉山になっておりまして、昔、畑を作っていたような面影はありませんでした。周りも杉山や竹林で、現在は全く畑はない状況です。意見としましては、申請地は杉山が相当年数経っていることや、周りが山林であることからして、農地への復旧は難しいと考えます。審議をよろしくお願いします。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 30 号受付番号 2 番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 30 号受付番号 2 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、30 ページの議案第 31 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 31 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第31号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第31号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 農業委員会は、毎年度、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の活動の計画等の検討を行うこととなっております。詳細については、担当の方から説明いたします。

(担当説明)

議 長： 委員の皆様も意見・要望等、よろしくをお願いします。
次にその他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申し出について
②行事予定について
③平成27年度予算について

議 長： それでは、以上をもちまして、平成27年3月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員